平成２７年（フ）第１４８号
岩手県八幡平市折壁34番地１
破産者　角舘久仁雄
１　決定年月日　平成27年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１５号
岩手県一関市字散田40番地１、前住所岩手県一関市山目字中野45番地３　ボヌール中野Ａ102
破産者　宮武　沙知
１　決定年月日　平成27年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第１９号
岩手県大船渡市赤崎町字中井39番地10
破産者　今野　忠伍
１　決定年月日　平成27年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第６８６４号
東京都千代田区神田須田町２丁目９－２
破産者　丸山　三郎
１　決定年月日　平成27年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３９９号
東京都千代田区九段南４丁目６番４号
破産者　株式会社ステック
１　決定年月日　平成27年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２７号
堺市堺区出島町４丁６番16号
破産者　株式会社土屋工務店
１　決定年月日　平成27年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３９０号
岐阜県瑞穂市別府594番地
破産者　棚瀬　修二
１　決定年月日　平成27年８月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第５４５号
さいたま市大宮区宮町３丁目11番地２　ディアコート八番館1001、破産手続開始決定時の住所さいたま市北区日進町１丁目710番地１レーベンハイム大宮グランファースト609号
破産者　差形　　健
１　決定年月日　平成27年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２４５号
大阪府南河内郡太子町大字太子686番地の２
破産者　長谷川刺繍こと　長谷川　雅
１　決定年月日　平成27年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４号
福岡県遠賀郡水巻町鯉口２番406号
破産者　城野　一歳
１　決定年月日　平成27年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２０９８号
横浜市青葉区奈良４丁目４番地１　ヴェルディール奈良８－302、開始決定上の住所横浜市青葉区奈良４丁目１番地１　ルクサージュあおば山の手台Ｆ－201号
破産者　角　　宗久
１　決定年月日　平成27年８月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６号
香川県高松市浜ノ町39番地15、開始決定時の住所香川県高松市太田下町3028番地11
破産者　馬場　英文
１　決定年月日　平成27年８月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７号
香川県高松市一宮町75－１ハピネス村山Ｂ棟201号、開始決定時の住所香川県高松市太田下町3028番地11
破産者　馬場恵美子（旧姓馬渕）
１　決定年月日　平成27年８月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第４５３号
名古屋市天白区久方１丁目150番地の１　相生山団地29号棟203号室、開始決定時の住所名古屋市緑区浦里３丁目287番地　ユニーブル浦里605号
破産者　豊島　正美
１　破産債権の届出期間　平成27年９月16日まで
２　一般調査期日　平成27年11月17日午前10時30分
平成27年８月17日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８８２号
兵庫県西宮市東町１丁目７番16号、開始決定時の住民票上の住所大阪市中央区内平野町２丁目４番16－404号
破産者　木村　千尋
１　破産債権の届出期間　平成27年９月18日まで
２　一般調査期日　平成27年10月19日午後２時30分
平成27年８月17日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２７年（再）第２９号
東京都台東区今戸１丁目２番８号
再生債務者　岩崎株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成27年８月６日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成27年９月29日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成27年９月18日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成27年９月15日
平成27年８月14日
東京地方裁判所民事第20部